第百四条第十二項	
受託者	受託信託会社等
信託行為	特定目的信託契約
当該重要な信託の変更等	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する特定目的信託契約の変更

第六十七条の表第二百六十二条第一項の項の前に次のように加える。

第百四条第十三項	
前条第一項又は第二項	資産流動化法第二百七十一条第一項
受託者	受託信託会社等
受益権	特定目的信託の受益権
信託行為	特定目的信託契約
当該重要な信託の変更等	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する特定目的信託契約の変更

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第十項の」を「第十一項の」に改め、同項の表第百四条第十項の項中「第百四条第十項」を「第百四条第十一項」に改め、同項の表第百四条第十項の項中「第百四条第十項」を「第百四条第十一項」に改める。

第六十一条に次の一項を加える。

3　法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十一条第一項	株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）	投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、設立時投資主、設立時執行役員又は設立時監督役員
	株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役。以下この項において同じ。）監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第二百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては、設立時取締役、設立時監査等委員会設置会社であるときは、監査等委員会設置会社であるときは、設立時監査等委員である場合にあっては、それ以外の設立時取締役又は設立時監査役を含む。）	設立時投資主又は執行役員、監督役員若しくは清算執行人（設立時執行役員又は設立時監督役員を含む。）

	該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第二百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役、設立時監査等委員会設置会社であるときは、監査等委員会設置会社であるときは、設立時監査等委員である場合にあっては、それ以外の設立時取締役又は設立時監査役を含む。）

第六十二条の表第五十五条の項を次のように改める。

第五十五条	
第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項	投資法人法第七十五条第一項において準用する第五十三条第一項
設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員
総株主	総投資主

第六十三条の表第百二条第三項の項中「第百二条第三項」を「第百二条第五項」に改め、同表第百二条第四項の項中「第百二条第四項」を「第百二条第六項」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

（投資法人の設立の無効の訴えに関する読替え）

第六十三条の二　法第七十五条第六項の規定において投資法人の設立の無効の訴えについて会社法第八百二十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第二項第一号	株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあっては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）	投資主、執行役員、監督役員又は清算執行人

第六十四条中「第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第百八十九条第二項の定款の定めにより単元未満株主を除く。）の権利を行使することができない単元未	投資主